

第55回

定時株主総会

招集ご通知

| 開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時

受付開始：午前9時30分

| 開催場所

東京都港区芝浦一丁目2番3号

シーバンスS館 1階 大ホール

| 議案

第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

| 目次

第55回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	11
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告	33

株式会社 菱友システムズ

証券コード：4685

証券コード 4685
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株主各位

東京都港区芝浦一丁目2番3号
株式会社 菱友システムズ
取締役社長 尊田 雅弘

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイト「第55回定時株主総会招集ご通知」及び「第55回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ryoyu.co.jp/ir/status/meeting/>

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4685/teiji/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館 1階 大ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第55期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第55期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の場合には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」並びに計算書類の「個別注記表」につきましては、当該書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案

監査等委員でない取締役4名選任の件

現在の監査等委員でない取締役5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため1名減員し、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	取締役会出席回数 (2022年度)	取締役在任年数 (本総会終結時)	
1	おぎの 荻野 純 <small>じゅん</small>	再任	取締役、副社長執行役員、 航空宇宙エンジニアリング・ ソリューション事業部長	10回/10回	14年
2	やすい 安井 譲 <small>ゆずる</small>	新任	常務執行役員、インダスト リーソリューション事業部長	—	—
3	うちだ 内田 晋 <small>すすむ</small>	再任 社外 独立	取締役	8回/8回	1年
4	しき 志岐 隆之 <small>たかゆき</small>	再任 社外	取締役	8回/8回	1年

(注) 内田晋、志岐隆之の両氏は、2022年6月24日開催の第54回定時株主総会において選任されたため、就任後の開催回数を記載しております。

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の
定めに基づく独立役員

候補者番号

1

おぎの
荻野

じゅん
純

再任

(1956年10月22日生)

所有する当社の株式数…13,367株

[略歴、当社における地位及び担当]

1979年4月	当社入社	2016年6月	当社常務取締役、執行役員、航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長
2002年6月	当社執行役員、エンジニアリングソリューション事業部長	2020年6月	当社取締役副社長、執行役員、航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長
2009年6月	当社取締役、執行役員、エンジニアリングソリューション事業部長	2022年6月	当社取締役、副社長執行役員、航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長 (現任)
2013年7月	当社取締役、執行役員、事業統括本部エンジニアリングソリューション事業部長		

取締役候補者とした理由

当社において長年にわたり航空機分野の解析・設計及びエンジニアリングシステムの開発に携わり、当該事業分野の確立・強化とともに、当社の事業基盤の構築・発展に大きく貢献してきました。現在は取締役副社長執行役員として、当該事業部門の統括及び当社の技術力強化の主導を行うとともに、当社経営の中核を担い、業務執行の監督を適切に果たしております。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと考え、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

やすい
安井

ゆずる
譲

新任

(1960年12月2日生)

所有する当社の株式数…1,298株

[略歴、当社における地位及び担当]

1985年4月	三菱重工株式会社入社	2021年4月	当社入社
2011年4月	同社原子力事業本部原子力プラント技術総括部電気計装技術部長	2021年6月	当社エグゼクティブエキスパート、インダストリーソリューション事業部副事業部長
2014年1月	同社ICTソリューション本部原子力電気計装部長	2021年12月	当社執行役員、インダストリーソリューション事業部長
2016年4月	同社ICTソリューション本部技師長	2022年6月	当社常務執行役員、インダストリーソリューション事業部長 (現任)
2017年4月	同社ICTソリューション本部副本部長兼パワードメイン原子力事業部技師長		

取締役候補者とした理由

製造業の事業部門・技術部門における幅広い業務経験及び組織運営の実績を有するとともに、IT分野での豊富な経験と知識を有しており、当社においては、中核事業であるインダストリーソリューション事業を統括し当該事業の拡大に寄与するとともに、2022年6月からは常務執行役員として当社の事業運営全般に貢献しております。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと考え、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

うちだ
内田

すすむ
晋

再任

社外

独立

(1959年8月22日生)

所有する当社の株式数… 株

【略歴、当社における地位及び担当】

1983年4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	2018年4月	同社取締役、上席執行役員、パリュークリエーション本部長
1999年1月	同社システムエンジニアリング部長	2021年6月	同社上席執行役員、パリュース統括本部長兼パリュークリエーション本部長
2008年1月	同社流通事業部流通クライアントIT推進理事	2022年4月	同社参与(現任)
2017年5月	日本情報通信株式会社入社	2022年6月	当社取締役(現任)
2017年6月	同社取締役、上席執行役員、S Iビジネス本部長		

【重要な兼職の状況】

日本情報通信株式会社参与

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

IT企業のエンジニアとしての豊富な知識と業務経験を有し、また、情報サービス企業の取締役上席執行役員としてシステムインテグレーション事業に携わるなど、ITビジネスの推進及び企業経営に関する高い見識を有しております。当該知見を活かして客観的な立場から当社経営に対する監督、助言をいただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

しき たか ゆき
志岐 隆之

再任

社外

(1968年3月18日生)

所有する当社の株式数… 株

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年4月	三菱重工業株式会社入社	2021年10月	三菱重工業株式会社転籍
2008年4月	同社高砂製作所業務革新推進室システム開発課長	2022年4月	同社ICTソリューション本部パワーIT戦略企画部長
2014年2月	三菱日立パワーシステムズ株式会社(現三菱重工業株式会社)転籍	2022年6月	同社ICTソリューション本部ICT戦略企画部主幹技師
	同社経営統括部エンジニアリングIT部統合推進グループ長	2023年4月	当社取締役(現任)
2020年4月	同社デジタルイノベーション統括部IT戦略企画部長		同社デジタルイノベーション本部DI戦略企画部主幹プロジェクト統括(現任)

【重要な兼職の状況】

三菱重工業株式会社デジタルイノベーション本部DI戦略企画部主幹プロジェクト統括

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社の主要顧客である製造業のシステム開発エンジニアとしての豊富な知識と業務経験を有し、またIT戦略の企画部門での経験に基づく情報技術に関する高い見識を有しております。当該知見を活かして客観的な立場から当社経営に対する監督、助言をいただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 内田晋、志岐隆之の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 内田晋、志岐隆之の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも1年となります。
 4. 内田晋、志岐隆之の両氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要につきましては、6頁の「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおりであります。
 5. 志岐隆之氏は三菱重工工業株式会社のデジタルイノベーション本部D I戦略企画部主幹プロジェクト統括であります。同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の定義による）に該当します。
 6. 当社は現在、内田晋、志岐隆之の両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、保険料は全額当社が負担しております。なお、2024年2月に同内容での更新を予定しております。
 8. 当社は内田晋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

■監査等委員会の意見

監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等については、当社取締役会及び取締役に係わる基本的な枠組み・考え方や候補者選任の方針のほか、報酬額の考え方や具体的算定方法等について説明を受け、必要に応じて意見を述べ、監査等委員会において協議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等のいずれについても妥当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項は無いとの結論にいたしました。

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役長谷島弘安氏が、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであり、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

い し だ し ん ご
石 田 真 悟 (1968年12月30日生)

新任

所有する当社の株式数… 株

【略歴、当社における地位及び担当】

1991年4月	三菱銀行（現三菱UFJ銀行）入行	2020年6月	当社出向 内部統制室主幹部員
2012年2月	同行法人業務部企業取引開発室次長	2021年6月	当社入社 内部統制室主幹部員
2014年7月	同行仙台支社副支社長	2021年7月	当社内部統制室長（現任）
2016年10月	同行練馬支店支店長		

取締役候補者とした理由

金融機関における幅広い業務経験及び企業経営・財務に関する豊富な知識を有しております。当社においては、内部統制室長としての内部監査経験を通して当社の業務内容・プロセスに精通しており、また、監査等委員会事務局として取締役常勤監査等委員を補佐し、監査等委員会の運営を支援してきました。これらの経験と見識により、取締役の職務執行の監査・監督を適切に遂行できるものと考え、監査等委員である取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石田真悟氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。石田真悟氏が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、保険料は全額当社が負担しております。なお、2024年2月に同内容での更新を予定しております。

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、第2号議案により監査等委員である取締役として石田真悟氏が選任されることを条件に、同氏の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本選任の効力は次回定時株主総会開始の時までであり、候補者石井昌悟氏が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、前任の監査等委員である取締役の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

いし い しょう ご
石井 昌悟 (1962年11月27日生)

所有する当社の株式数… 100株

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年4月	三菱重工株式会社入社	2019年4月	当社入社
2014年2月	三菱日立パワーシステムズ株式会社（現三菱重工株式会社）監査役室長	2020年4月	当社人事総務部長（現任）

補欠の取締役候補者とした理由

製造業における豊富な業務経験と監査業務の知識を有しており、当社においては人事総務部長を務め当社の業務内容に精通しております。このことから、取締役の職務執行の監査・監督を適切に遂行できるものと考え、補欠の監査等委員である取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石井昌悟氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。石井昌悟氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、保険料は全額当社が負担しております。なお、2024年2月に同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、ウィズコロナの下で、政府による各種政策の効果もあり、持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢や外国為替相場の変動等の影響によるエネルギー価格及び原材料価格の上昇、欧米各国の金融引き締めによる世界的な景気後退懸念等、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属する情報サービス産業界においては、デジタルトランスフォーメーション(DX)^(注1)関連など企業のIT投資は堅調な状況が継続するとともに、リモートワークの定着やクラウドサービスの拡大を背景に情報セキュリティの重要度が高まっております。

このような事業環境の中、当社グループは、2022年度中期経営計画の重点課題である「新領域の拡大」、「顧客の深耕・拡大」、「人的資本の充実・強化」、「業務運営体制の改革」を推進中であります。

当連結会計年度においては、主要顧客の大型開発プロジェクトに積極的に参画し受注を拡大しました。また、ローコード開発^(注2)・クラウド・デジタル技術を活用し、既存顧客の中でも今まで取引のなかった部門や新規顧客に向けたビジネスの開拓に取り組むなど、事業の拡大を図ってまいりました。

加えて、変革・革新をリードするマネジメント人材や事業の高付加価値化を担う社員の育成を強力に推進するとともに、完全ペーパーレス化を見据えた業務改革にも取り組みました。

以上の結果、システム機器販売やシステム開発の売上増等により、売上高は前年同期に比べて増加し、331億38百万円(前連結会計年度比9.5%増)となりました。損益については、売上増に伴う利益増等により、営業利益26億73百万円(同14.6%増)、経常利益27億11百万円(同9.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益18億34百万円(同16.1%増)となりました。

(注1) デジタルトランスフォーメーション(DX)：データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデル、業務プロセス等を変革すること

(注2) ローコード開発：プログラミング言語をほとんど必要としないソフトウェア開発手法。プログラマーが手作業で行っていた作業の多くを自動化し、開発時間を短縮することができる

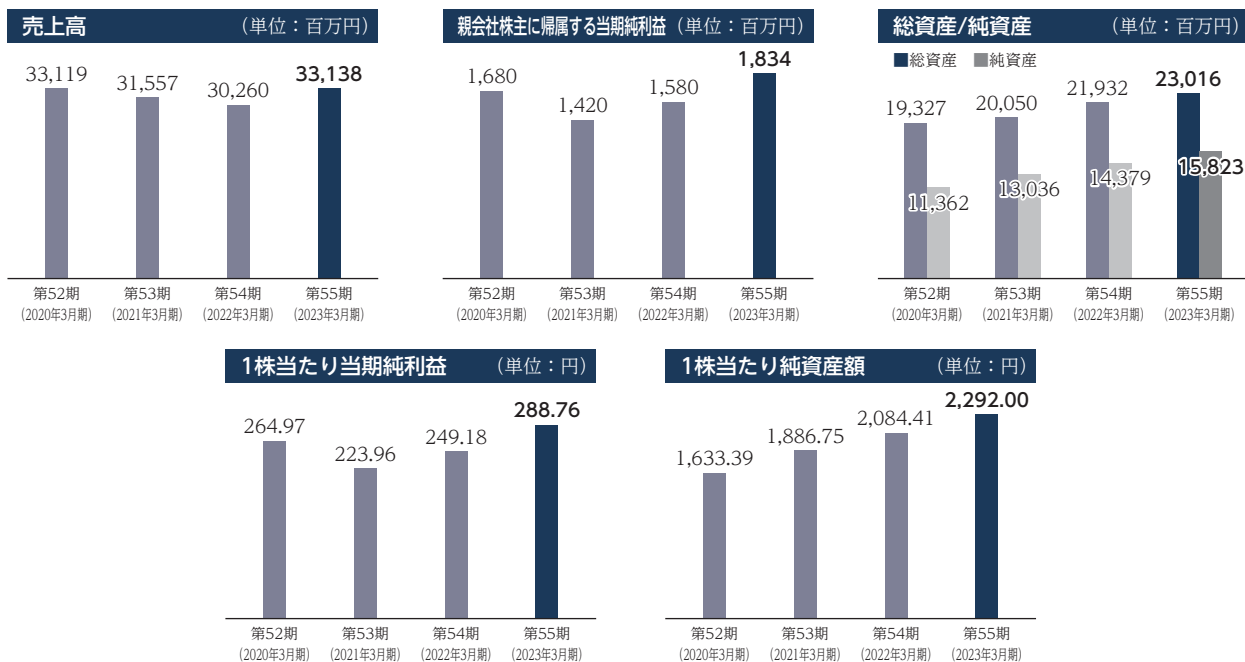
② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、4億43百万円であります。その主なものは、構築中の基幹システムに係る投資のほか、パーソナルコンピュータの取得及びソフトウェアの更新であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移



区分		第52期 (2020年3月期)	第53期 (2021年3月期)	第54期 (2022年3月期)	第55期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	33,119	31,557	30,260	33,138
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,680	1,420	1,580	1,834
1株当たり当期純利益	(円)	264.97	223.96	249.18	288.76
総資産	(百万円)	19,327	20,050	21,932	23,016
純資産	(百万円)	11,362	13,036	14,379	15,823
1株当たり純資産額	(円)	1,633.39	1,886.75	2,084.41	2,292.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式数控除後）、1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。
2. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況ならびに企業結合等の状況 (2023年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社菱友システム技術	60	51.0	システム開発
株式会社菱友システムビジネス	150	59.0	情報処理サービス、システム機器販売
株式会社菱友システムサービス	20	100.0	情報処理サービス

③ その他の重要な企業結合等の状況

三菱重工業株式会社は、当社の議決権を31.32%所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

また、同社には情報サービスの提供を行っており、当該取引を行うに当たっては市場価格、総原価等を勘案した見積提案書を提出し、交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会においても同様の理由で、当該取引が当社の利益を害するものでないと判断しております。

(4) 対処すべき課題

情報サービス産業界においては、クラウド化やデジタル化の進展により、国内ベンダーは、従来の受託開発型ビジネスからサービス提供型ビジネスへの転換を迫られております。

また、近年、環境・社会・ガバナンスの観点で投資判断を行うESG投資に注目が集まるなど、企業に対して、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に、事業活動を通じて取り組むことが期待されております。

このような事業環境のもと、当社グループは、2022年度中期経営計画の基本方針として「新たな成長軌道へ」を掲げ、ビジネス変革をより一層加速し事業拡大を図るとともに、事業を通じてサステナブルな社会の実現に貢献することを意識しながら、計画の達成に向け、

- ① 新領域の拡大
- ② 顧客の深耕・拡大
- ③ 人的資本の充実・強化
- ④ 業務運営体制の改革

を重点課題として各種施策に取り組んでおります。

中期経営計画初年度である当事業年度は、「1.(1)①事業の経過及び成果」に記載の通り、概ね順調に推移しましたが、技術革新や競争環境の変化がかつてないスピードで進展する中で、当社も事業拡大へ向けた各種取り組みを加速していく必要があります。

そのために、まず、システム保守・運用サービスの効率化・高度化等により既存の事業領域を盤石なものにしていきます。そのうえで、顧客のニーズに即したサービス・ソリューションを提供するための技術力の向上、提案活動の活性化及び営業体制の強化を推進し、既存顧客の未参入分野及び新規顧客の開拓を加速してまいります。

これらの取り組みの中で、DX化への対応、クラウド化等を背景に重要性が高まっている情報セキュリティなどの社会課題の解決に貢献するサービスの拡大を推進してまいります。

また、事業拡大に伴うリソースを確保するために、人に対する投資（新技術分野の教育拡充や処遇改善等）、新卒及びキャリア採用の強化等に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、情報サービスの提供を主な事業内容としております。

- ① 情報通信システムの設計、開発、運用及び保守
- ② 情報通信システム関連機器の販売
- ③ 工業製品等の設計、解析・シミュレーション
- ④ 情報通信システムを利用した各種情報処理サービス

(6) 主要な事業所等 (2023年3月31日現在)**① 当社**

本 社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	
事業部	インダストリーソリューション事業部	(東京都港区)
	航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部	(名古屋市)
	エンタープライズソリューション事業部	(東京都港区)

② 子会社

株式会社菱友システム技術	(神戸市)
株式会社菱友システムビジネス	(東京都港区)
株式会社菱友システムサービス	(東京都港区)

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,018名	8名減

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,239名	5名減	43.5歳	18.6年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 23,840,000株
- ② 発行済株式の総数 6,368,506株
- ③ 株主数 787名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
三菱重工業株式会社	1,990,100	31.31
菱友社員持株会	1,518,700	23.89
光通信株式会社	474,800	7.47
三菱電機株式会社	283,000	4.45
加藤真人	190,000	2.99
株式会社三菱UFJ銀行	155,000	2.44
株式会社エスアイエル	95,300	1.50
石塚文代	70,000	1.10
明治安田生命保険相互会社	56,500	0.89
ダイヤモンドオフィスサービス株式会社	56,500	0.89

(注) 持株比率は自己株式 (12,335株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く) 3名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2022年7月22日付で普通株式6,592株を発行いたしました。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	渡 邊 治 雄	
※取締役社長	尊 田 雅 弘	
取締役、副社長執行役員	荻 野 純	航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長
取締役	内 田 晋	日本情報通信株式会社参与
取締役	志 岐 隆 之	三菱重工業株式会社デジタルイノベーション本部D I 戦略企画部主幹技師
取締役 常勤監査等委員	長谷島 弘 安	
取締役 監査等委員	賀 谷 浩 志	賀谷浩志公認会計士事務所代表 株式会社アルプス技研社外監査役
取締役 監査等委員	相 澤 至 昭	三菱重工業株式会社グローバル財務部タックスマネジメントグループ主席 部員

- (注) 1. ※印は代表取締役を示しております。
 2. 取締役内田晋、志岐隆之の両氏並びに監査等委員である取締役賀谷浩志、相澤至昭の両氏は、社外取締役であります。
 3. 監査等委員である取締役賀谷浩志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査等委員である取締役相澤至昭氏は、三菱重工業株式会社のグローバル財務部に所属し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、長谷島弘安氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 6. 当社は、取締役内田晋氏及び監査等委員である取締役賀谷浩志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査等委員である取締役長谷島弘安氏は、会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び執行役員等であり、保険料は全額当社が負担しております。

④ 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職状況
高 浦 勝 寿	2022年6月24日	任期満了	社外取締役 三菱重工業株式会社シニアフェロー、ICTソリューション本部長
馬 場 公 敏	2022年6月24日	任期満了	社外取締役 株式会社スキルパートナー代表取締役社長
山 崎 眞 樹	2022年6月24日	任期満了	社外取締役（監査等委員） 株式会社マーケットエンタープライズ監査役 株式会社MEモバイル監査役

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬額の具体的算定方法等については監査等委員会より妥当と判断されていることを踏まえ、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- ・基本報酬（固定報酬）に関する方針
報酬額の水準は、従業員の給与水準、従業員給与及び役位間の報酬水準比に関する世間動向等を勘案して設定し、個別の報酬額は、役位、職責、業績に応じて決定する。
- ・業績連動報酬（賞与）に関する方針
業績連動の指標は、当社及び完全子会社（1社）の連結売上に対する当該2社の連結経常利益率、連結経常利益額とし、当該2社の連結経常利益率が6%を達成した場合に、2社の連結経常利益額に応じて設定した割合を、固定報酬に乗じた金額を支給する。
- ・非金銭報酬等に関する方針
中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を図るインセンティブを高め、株主との価値共有を図ることを目的として、譲渡制限期間を取締役会が予め定める地位のいずれをも退任又は退職した直後の時点までとする譲渡制限付株式（普通株式）を役位及び職責に応じて付与する。
- ・報酬等の割合に関する方針
業績連動報酬（賞与）の比率は、個人別の総報酬額の概ね10%から20%を目安として設定し、譲渡制限付株式の比率は、個人別の報酬総額の概ね10%から15%を目安として設定する。ただし、業績連動報酬（賞与）の支給額の上限は基本報酬（固定報酬）の35%とする。
- ・報酬等の付与時期や条件に関する方針
決算終了後に報酬額を決定し、基本報酬（固定報酬）は年俸を12分割して毎月支給し、業績連動報酬（賞与）は各年度終了から3ヶ月以内に一括で支給する。非金銭報酬については、毎年一定の時期に付与する。

・報酬等の決定の委任に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額の決定を、取締役会の決議に基づき取締役社長に委任する。取締役社長は上記の決定方針に沿って取締役報酬規則を制定し当該規則で定める条件に基づき個人別の支給額を決定し、その総額及び株主総会で認められた限度額に対する割合等を取締役会に報告する。なお、支給額の決定に際しては、取締役社長は報酬額の考え方・算定方法等について監査等委員会の意見照会を経て、妥当性を確認する。

・上記のほか報酬等の決定に関する事項

重大な不祥事等の場合、取締役会決議により業績連動報酬（賞与）及び非金銭報酬を減額または不支給とする場合がある。また、社外取締役の報酬は、業務執行からの独立の観点から基本報酬（固定報酬）のみ支給する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 (2)	90 (4)	67 (4)	12 (-)	9 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	17 (4)	17 (4)	- (-)	- (-)
合計 （うち社外取締役）	8 (4)	107 (8)	84 (8)	12 (-)	9 (-)

- (注) 1. 上記には、2022年6月24日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役1名及び監査等委員である取締役1名を含んでおります。
2. 上記の業績連動報酬の額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。
3. 業績連動報酬（賞与）に係る指標は、上記「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。当該指標を選択した理由は、当社及び当社の完全子会社の本業を含めた継続的な活動によって得た利益である当該2社の連結経常利益と賞与を連動させることが、インセンティブ付けとして有効と判断したためであります。業績連動報酬（賞与）に係る指標の目標及び実績は、上記「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであり、当事業年度においては、当社及び完全子会社の連結経常利益率が目標の6%を達成したことから、業績連動報酬（賞与）を支給することとしております。
4. 非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は上記「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであり、当事業年度における交付状況は、「2.(1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第48回定時株主総会において、年額160百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。また、上記金銭報酬とは別枠で、2022年6月24日開催の第54回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額35百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。
6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第48回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。
7. 当社においては、2022年6月24日開催の取締役会にて取締役社長尊田雅弘に監査等委員でない取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。これらの権限を委任した理由は、事業全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには取締役社長が最も適しているからであります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先	当社と兼職先との関係
取締役	内 田 晋	日本情報通信株式会社	特筆すべき関係はありません。
取締役	志 岐 隆 之	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。
取締役 監査等委員	賀 谷 浩 志	賀谷浩志公認会計士事務所 株式会社アルプス技研	特筆すべき関係はありません。
取締役 監査等委員	相 澤 至 昭	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役 内 田 晋	8 回中 8 回	—	IT企業のエンジニアとしての豊富な業務経験及びIT企業における取締役としての企業経営に関する高い見識に基づき、取締役会において積極的に意見を述べており、当社経営全般にわたる監督、助言等を行っております。
取締役 志 岐 隆 之	8 回中 8 回	—	当社の主要顧客である製造業のシステム開発エンジニアとしての豊富な知識・経験及び情報技術に関する高い見識に基づき、取締役会において積極的に意見を述べており、当社経営全般にわたる監督、助言等を行っております。
取締役 監査等委員 賀 谷 浩 志	8 回中 8 回	8 回中 8 回	公認会計士としての豊富な専門知識及び上場企業の監査役としての高い見識に基づき、取締役会において積極的に意見を述べており、当社経営全般にわたる監督、助言等を行っております。 また、監査等委員会においては、業務の適法性及び適正性の観点から監査業務全般について意見を述べております。
取締役 監査等委員 相 澤 至 昭	10 回中 10 回	11 回中 11 回	製造業における経営・財務・人事・広報部門等の幅広い豊富な業務経験と知識に基づき、取締役会において積極的に意見を述べており、当社経営全般にわたる監督、助言等を行っております。 また、監査等委員会においては、業務の適法性及び適正性の観点から監査業務全般について意見を述べております。

(注) 取締役内田晋、志岐隆之の両氏並びに監査等委員である取締役賀谷浩志氏は、2022年6月24日開催の第54回定時株主総会において選任されたため、就任後の開催回数を記載しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を聴取、確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断したため、上記の会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、この議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議し、公正で健全な経営の推進に努めております。当事業年度末日時点における取締役会決議の内容は、以下のとおりであります。

① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・ 監査等委員会は、内部統制室の要員に対し、必要に応じて監査等委員会の職務の補助を命じることができる。
- ・ 監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

② 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ・ 内部統制室の要員の異動、人事考課については監査等委員会の意見を尊重して行う。
- ・ 内部統制室の要員は、監査等委員会の命令の範囲において監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令を受ける。

③ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 当社の取締役は、当社が定める規則に従って、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会への報告や情報伝達を実施する。また、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
- ・ グループ会社の取締役は、当社が定めるコンプライアンス規則に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
- ・ 内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告する。

④ 監査等委員会への報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 内部通報制度により通報した者に対して不利益な取扱いを行ってはならないこと、及び通報者に関する情報を秘匿することを社規に定め、その旨を周知し、適切に運用する。

⑤ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

- ・ 監査等委員会の職務について生ずる費用の支弁に充てるため予算を確保するとともに、監査等委員会から請求があった場合には適切に処理する。

⑥ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役は、監査等委員会との定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて必要な情報の提供等を行う。

⑦ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
- ・取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外取締役の意見を心得て監督の客観性と有効性を高める。
- ・コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
- ・内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

⑧ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
- ・上記の情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧可能とする。

⑨ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図る。
- ・リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告する。
- ・重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ確かな対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保する。

⑩ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会で中期経営計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
- ・経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

⑪ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ伺出又は報告すべき事項を含む規則を定め、グループ会社を支援・指導する。
- ・当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させる。
- ・当社及びグループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務情報を作成・開示するために必要な組織、規則を整備する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況について、定期的に確認を実施し、その内容を取締役に報告しております。また、確認の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な運用に努めております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 監査等委員会の職務の執行に関する体制

- ・ 内部統制室が監査等委員会の職務を補助する部門であることを社規則に定め、適切に運用しています。また、同社規則において、内部統制室が監査等委員会の職務の補助に関する事項について、執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けています。
- ・ 監査等委員会が選定した監査等委員は、経営執行会議、グループ会社連絡会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、業務執行の状況、コンプライアンスの推進及び内部通報制度の運用状況について報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べています。
- ・ グループ会社及び協力会社の社員が内部通報窓口を利用できることを社規則に定め、適切に運用しています。
- ・ 内部通報者への不利益な取扱いを禁止し、内部通報者に関する情報を非開示とすることを社規則に定め、適切に運用しています。また、内部通報制度についてコンプライアンス教育等で周知を図っています。
- ・ 監査等委員会の職務執行に必要な費用については予算化し、請求に対して適切に処理しています。
- ・ 監査等委員会が会計監査人から監査計画及び監査結果について説明を受けるときに、執行部門も同席した上で情報共有及び意見交換を行っています。
- ・ 代表取締役を含む各取締役は、監査等委員との定期的な意見交換を行っています。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ コンプライアンス指針を定め、社員に周知するとともに、取締役は率先してその実現に努めています。
- ・ 取締役会は、各取締役が十分に発言し、討議を尽くすことができるよう、審議資料の事前配布及び十分な審議時間の設定をしています。また、社外取締役の積極的な発言によって活発な意見交換が行われており、業務執行への監督機能を高めています。
- ・ コンプライアンス委員会を定期的に開催し、委員会からの周知事項は、各部門で毎月1回を目安に開催するコンプライアンス連絡会で社員に周知しています。また、社員への意識付けのため、毎年、当社の実情に即したコンプライアンス研修を実施しています。
- ・ 内部通報制度を社規則に定めて運用するとともに、コンプライアンスへの取り組み状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告しています。
- ・ 内部統制室による監査には、常勤監査等委員が原則として立ち合い、モニタリングしています。また、監査等委員会は、必要に応じて直接監査も実施しています。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 文書管理の基本的事項を社規則に定め、適切に運用しています。取締役の職務執行に係る処理も、同社規則に基づき文書化され、適切に保存・管理されています。
- ・ 業務執行部門は取締役（監査等委員を含む）及び内部統制室の求めに応じて必要な情報を開示しています。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 事業運営、BCP、コンプライアンス、情報セキュリティ等のリスクの類型別に、毎年、潜在するリスクを洗い出し、管理レベル（全社、各部門等）、責任者及び当年度に特に重点的に取り組む項目を設定しています。期中に新たなリスクが発生したときは、リスク対策項目に追加しています。また、リスクの類型は、リスク内容に応じて適宜見直しを行うこととしています。
- ・ 責任者は各リスクへの対策を立案・実行し、重点的に取り組む項目及び全社レベルで管理すべきリスクについては、対策の推進状況を取締役会・経営執行会議に報告し議論を行っています。
- ・ 各部門で管理すべきリスクについては、担当部門で対策を立案・推進し、業務監査の中で実効性の確認を行い、監査の状況を、適宜、監査等委員会へ報告しています。
- ・ 重大なリスクが顕在化した場合に備えて、緊急連絡体制を構築し、適切に運用しています。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会で中期経営計画を策定し、目標達成に向けて活動しています。
- ・ 職務権限に関する社規則を定めて業務分掌と指揮命令系統を明確化し、適切に運用しています。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ グループ会社管理に関する社規則を定め、適切に運用しています。また、毎月1回、グループ会社社長が出席する連絡会を開催し、情報の共有を行っています。
- ・ コンプライアンス委員会にグループ会社社長が出席するとともに、当社と同様のコンプライアンス研修をグループ会社で実施する等、グループ会社を含めたコンプライアンス推進に取り組んでいます。また、グループ会社各社は、当社指示のもと、内部統制システムを整備しています。
- ・ グループ会社各社の業務執行及び財務情報の適切性を確保すべく、当社の要員をグループ各社の取締役、監査役として派遣し、監査、監督に当たらせています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当事業年度末日を基準日とする剰余金の配当については、2023年4月27日付の「剰余金の配当及び配当方針の変更（中間配当の実施等）に関するお知らせ」において公表したとおり、当社グループの業績状況及び財政状態を勘案し、1株当たり90円の配当を実施することといたしました。

なお、当社は利益配分について、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付けるとともに、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としておりますが、今後はこの基本方針に加え、連結配当性向30%超を目途に配当を行うことといたしました。

また、配当の実施については、期末配当の年1回を基本的な方針としておりましたが、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、2024年3月期より中間配当を実施することといたしました。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額
売上高	33,138
売上原価	26,579
売上総利益	6,559
販売費及び一般管理費	3,885
営業利益	2,673
営業外収益	41
受取利息及び受取配当金	7
助成金収入	32
その他	2
営業外費用	4
支払利息	0
固定資産除却損	3
経常利益	2,711
税金等調整前当期純利益	2,711
法人税、住民税及び事業税	815
法人税等調整額	△55
当期純利益	1,951
非支配株主に帰属する当期純利益	117
親会社株主に帰属する当期純利益	1,834

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	685	253	12,584	△9	13,514
当期変動額					
剰余金の配当			△475		△475
親会社株主に帰属する当期純利益			1,834		1,834
自己株式の取得				△0	△0
譲渡制限付株式報酬	13	13			26
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	13	13	1,358	△0	1,384
当期末残高	699	266	13,942	△9	14,899

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	22	△213	△102	△293	1,158	14,379
当期変動額						
剰余金の配当						△475
親会社株主に帰属する当期純利益						1,834
自己株式の取得						△0
譲渡制限付株式報酬						26
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5		△43	△37	97	59
当期変動額合計	5	—	△43	△37	97	1,444
当期末残高	28	△213	△145	△331	1,255	15,823

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
(資産の部)	17,567
流動資産	14,666
現金及び預金	820
受取手形	39
売掛金	6,865
契約資産	137
リース投資資産	865
商品	437
仕掛品	127
前払費用	63
預け金	5,200
その他流動資産	110
貸倒引当金	△1
固定資産	2,901
有形固定資産	312
建物	106
器具備品	66
土地	102
リース資産	30
建設仮勘定	6
その他有形固定資産	0
無形固定資産	404
ソフトウェア	113
その他無形固定資産	290
投資その他の資産	2,184
投資有価証券	45
関係会社株式	165
前払年金費用	285
繰延税金資産	1,332
その他投資	356
合計	17,567

負債及び純資産の部	
科目	金額
(負債の部)	4,917
流動負債	4,879
買掛金	1,495
前受金	97
役員賞与引当金	32
未払金	189
未払費用	2,001
リース債務	8
預り金	411
その他流動負債	642
固定負債	38
リース債務	22
その他固定負債	15
(純資産の部)	12,649
株主資本	12,834
資本金	699
資本剰余金	263
資本準備金	263
利益剰余金	11,881
利益準備金	26
その他利益剰余金	11,855
別途積立金	9,600
繰越利益剰余金	2,255
自己株式	△9
評価・換算差額等	△185
その他有価証券評価差額金	28
土地再評価差額金	△213
合計	17,567

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	24,455
売上原価	19,235
売上総利益	5,220
販売費及び一般管理費	3,042
営業利益	2,178
営業外収益	109
受取利息及び受取配当金	79
助成金収入	29
その他	1
営業外費用	4
支払利息	0
固定資産除却損	3
その他	0
経常利益	2,283
税引前当期純利益	2,283
法人税、住民税及び事業税	677
法人税等調整額	△78
当期純利益	1,684

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
			別積立	途金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	
当期首残高	685	250	26	8,800	1,846	10,646	10,672
当期変動額							
別途積立金の積立				800	△800	－	－
剰余金の配当					△475	△475	△475
当期純利益					1,684	1,684	1,684
自己株式の取得							
譲渡制限付株式報酬	13	13					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	13	13	－	800	409	1,209	1,209
当期末残高	699	263	26	9,600	2,255	11,855	11,881

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9	11,599	22	△213	△191	11,408
当期変動額						
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△475				△475
当期純利益		1,684				1,684
自己株式の取得	△0	△0				△0
譲渡制限付株式報酬		26				26
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			5		5	5
当期変動額合計	△0	1,235	5	－	5	1,241
当期末残高	△9	12,834	28	△213	△185	12,649

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社菱友システムズ
取締役社長 尊田雅弘 殿

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 森田 祥且
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 江村 羊奈子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社菱友システムズの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社菱友システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社菱友システムズ
取締役社長 尊田雅弘 殿

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 森田 祥 且
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 江村 羊奈子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社菱友システムズの2022年4月1日から2023年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社菱友システムズ 監査等委員会

常勤監査等委員 **長谷島 弘 安** ㊞

監査等委員 **賀谷 浩 志** ㊞

監査等委員 **相澤 至 昭** ㊞

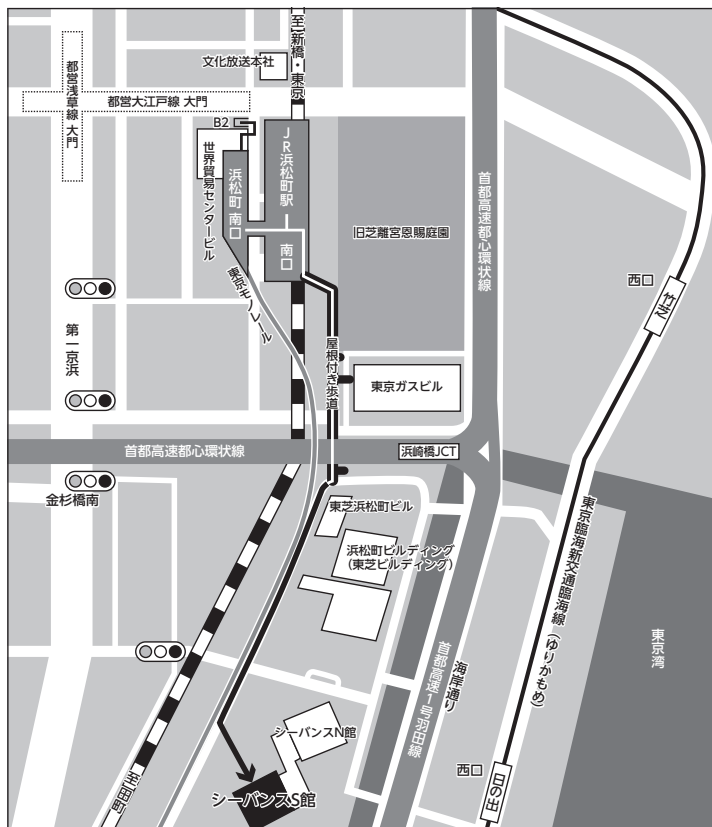
(注) 監査等委員賀谷浩志及び相澤至昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 シーバンスS館 1階 大ホール
東京都港区芝浦一丁目2番3号

交通	J R 山手線・京浜東北線 モノレール	A 「浜松町駅」	南口徒歩約10分
	都営大江戸線 浅草線	B 「大門駅」	B2出口徒歩約15分
	ゆりかもめ	C 「日の出駅」	西口徒歩約5分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車の来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。